

ふるさとファイル

展示コーナーだより
第33号
平成20年1月
生涯学習課文化財係



むらの訴訟と解決 ～飛賀山の場合～

展示期間
平成20年1月8日(火)
～3月30日(日)
※図書館休館日を除く
※期間中、一部展示替えします

江戸時代は、私たちが想像する以上に訴訟社会でした。村では、自分たちの生活を守るための訴訟がしばしばおこり、現在も訴訟に関する文書が地域に多く残っています。

今回は、安永8(1779)年におこった飛賀山の訴訟を例に、争いの発生から解決にいたるまでの村の動きを紹介します。

ひがやま 飛賀山の分割

飛賀山は、光明寺の裏山にあたる草山で、今里・井ノ内・粟生の3ヶ村が共同で使用する山でした。

延宝7(1679)年に行われた検地で、年貢を納めることにより、立木・柴・下草などの採取が許可される運上山(うんじょうやま)となりました。

貞享元(1684)年、小畑川の洪水対策として、川上にあたる飛賀山の土砂留めが幕府から命じられました。3ヶ村は、松苗を植え、高さ3尺の段関を築きましたが、十分な効果が得られず、元禄4(1691)年、飛賀山の影山・中山・系こう場・芝山の字4ヶ所を等分に分割し、さらに各村が1人ずつに小分けして責任を明確にし、植林などを行い、山の荒廃を防ぐことになりました。

元禄4(1691)年、三ヶ村立会山分山之図 (今里区有文書)

4ヶ所の分割の結果を記した絵図。安永8(1779)年の争論の際には、この絵図証文が証拠として双方から提出されました。



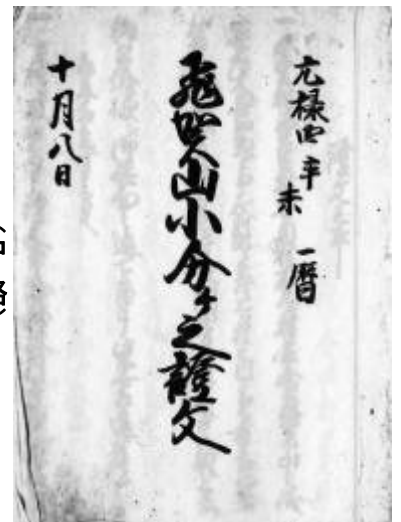
芝地と山の間
の街道の普請は3ヶ村立
会いとし、他村との山論が発生した時は
3ヶ村が一体となって対処するなど、詳
細な規定を設けました。

元禄4年飛賀山小分け之証文

(個人蔵)



(中略)



今里・井ノ内村の出訴

安永 8(1779)年、柴の刈り取りをめぐって粟生村と今里・井ノ内両村との間で争いがおこりました。丹波街道西側に3ヶ村が「獅子垣」のために作っていた土居に生えた木柴を粟生村が刈り取ったことが原因でした。

論所となった土居は、延宝 7 年に年貢が賦課される以前のもので、それを元禄 4 年に分割したのであるから、今里・井ノ内村差配の場所であり、粟生村に刈り取る権利はないとの今里・井ノ内両村の訴えに対し、粟生村は、土居は土砂留めのために丹波街道の道幅内に3ヶ村が共同で築いたものであり、木柴を刈り取る権利はある、と主張しました。

分割の際に交わされた証文をもとに、粟生村と今里・井ノ内両村との間で話し合いがもたれましたが、不調におわり、京都代官および京都東町奉行所に争いの解決を願い出ることになりました。

京都東町奉行の裁定

双方から証拠として提出された資料は、元禄 4 年の山配分の際の絵図証文以外にはなく、しかも土居については何も記されていませんでした。そこで京都代官配下の手代 2 名が争点となった土居の見分を行い、道幅を改めたところ、絵図に記載されたとおりであることが確認され、粟生村の主張は成り立たないことになりました。

安永 9(1780)年、京都東町奉行赤井越前守忠晶によって下された裁定は、今里村・井ノ内村持ち分である、光明寺境の供養塔から上羽村領境までの間の丹波街道の山裾側へ粟生村の者が立ち入って下草や柴を刈り取るとを禁ずるというものでした。

和解と絵図の作成

京都東町奉行の裁定をうけて、粟生村と今里・井ノ内両村との間で和解が成立し、奉行所へ裁定を遵守する旨の請書が提出されました。

和解の翌年には飛賀山三ツ分けの絵図をあらためて作成し、京都代官配下の手代宛てに提出しています。各村では、後々同じような争いが起こらないように、これと同じ絵図が大切に保管され、現在も地元に残っています。



安永 8(1779)年、飛賀山地境訴状
(部分、今里区有文書)



安永 9(1780)年、三ヶ村立会小物成山絵図
(今里区有文書)

絵図の裏には、見分の際の内容を保障する文言を記した上で、3ヶ村の庄屋・年寄・百姓代および絵師が署名捺印し、小堀手代宛てに提出しています。